特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	国民健康保険税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平戸市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長崎県平戸市長

公表日

令和7年1月29日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

関連情報 						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務					
②事務の概要		D申請書に関する確認 D所得・資産の申告書に関する確認				
③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	特別徴収管理システム 統合宛名システム				
2. 特定個人情報ファイル	名					
所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 国保特別徴収対象者情報ファ 宛名情報ファイル	イル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 16,30の項					
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携					
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二 27,42,44,45の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	財務部税務課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所 財務部 税務課 住民税班 TEL0950-22-9116					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所 総務部 総務課 TEL0950-22-9100					
9. 規則第9条第2項の適	用		Ī.]適用した		
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	平成	31年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成	31年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施] ぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	<u> </u>	1]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	クセスログを記録し、定期的	的に分析することで不 のないもの(アクセス棒	ドとパスワードによる認証によって限定している。また、ア 下正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を 権限のない職員)によって不正に使用されるリスクへの対

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>
判断の根拠	平戸市特定個人情報等取扱要領に基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員含む)に対し研修を実施している。対象者及び未受講者を把握し、関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
≖成29年4月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担 当 部署 ②所属長	税務課長 橋口 幹生	税務課長 楠富 誉	事後	
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策			事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	5②所属長の役職名	税務課長 楠富 誉	課長	事前	様式変更に伴うもの
和2年9月1日	7請求先	22-4111	22-9116	事後	電話番号の変更によるもの
5和2年9月1日	8連絡先	22-4111	22-9100	事後	電話番号の変更によるもの
令和4年3月11日	②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 27,42,44,45の 項	番号法第19条8号、別表第二 27,42,44,45の 項	事後	法令改正に伴うもの
令和4年3月11日	Ⅱしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
6和7年1月29日	8. 人手を介在させる作業			事後	様式変更に伴うもの
令和7年1月29日	11.最も慢先度が高いと考えら れる対策			事後	様式変更に伴うもの